

委員からお求めがあった資料

目次

介護老人保健施設における在宅復帰に関する

加算の算定割合 ……1、2

「療養病床から転換した介護老人保健施設等の実態調査」結果

介護療養型老人保健施設の施設要件2に関する実態について ……3

介護サービス情報の公表制度における

事業者の負担の軽減等について ……4～6

介護老人保健施設における在宅復帰に関する加算の算定割合

	要件等	日数 (千日)	算定割合 (%)
在宅復帰支援機能加算 (1日10単位)	前6月間において退所した者の総数のうち、在宅において介護を受けることとなった者が5割をこえている介護老人保健施設について、次のいずれにも適合していること イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること ロ 入所者が希望するケアマネ事業者に対し、入所者に係る居宅サービスに必要な情報提供、退所後のサービス利用に係る調整を行っていること。	121.5	5.5(※)
(参考)基本施設サービス費	—	8,809.8	

(出典:介護給付費実態調査H19.5審査分からH20.4審査分の月平均)

* 算定割合は、以下の考え方で算出。

- ① 介護老人保健施設において、家庭へ退所した者の割合が50%以上の施設は約25%である(第59回分科会(11月21日)資料2P5)。
- ② このため、在宅復帰支援機能加算(121.5千日)を基本施設サービス費(8,809.8日)の25%で除した値を算定割合とした。

	要件等	日数 (千日)	算定割合 (%)
試行的退所サービス費 (1日につき800単位)	退所が見込まれる者を居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定。	0.04	0.1 (※1)
退所前後訪問指導加算※ (1回460単位)	入所者の退所に先立って入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対し退所後の療養上の指導を行った場合 ※他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可	1.0	13.9 (※2)
退所時指導加算※ (1回400単位)	入所者が退所し、居宅で療養を継続する場合、当該入所者が退所時に、入所者及びその家等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合	4.1	77.7 (※3)
退所時情報提供加算※ (1回500単位)	入所者が退所し、居宅で療養を継続する場合、当該入所者の退所後の主治医に対して、入所者の同意を得て当該入所者の診療状況を示す文書をそえて当該入所者の紹介を行った場合 ※他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可	4.2	58.4 (※2)
退所前連携加算※ (1回400単位)	入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	3.5	66.4 (※3)

(出典:介護給付費実態調査H19.5審査分からH20.4審査分の月平均)

*算定割合は、以下の考え方で算出。

- ① 介護老人保健施設における退所者の状況は、第59回分科会(11月21日)資料2P7より、家庭への退所者は5,274人、介護老人福祉施設は1,534人、その他の社会福祉施設は384人。
- ② ※1については、家庭への退所者(5,274人)が月6回利用した場合の日数に占める割合を算出。
- ③ 他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定可である※2については、家庭への退所者及びその他の社会福祉施設への退所者の合計(5,658人)に占める割合を算出。
- ④ ③以外の※3については、家庭への退所者(5,274人)に占める割合を算出。

**「療養病床から転換した介護老人保健施設等の実態調査」結果
介護療養型老人保健施設の施設要件2に関する実態について**

要件	平均※1
全入所者のうち「経管栄養」又は「喀痰吸引」を実施している者の割合※2	32.3%
全入所者のうち「経管栄養」を実施している者の割合※2	20.6%
全入所者のうち「喀痰吸引」を実施している者の割合※2	17.4%
全入所者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合	5.9%

※1 「療養病床から転換した介護老人保健施設等の実態調査」では、調査対象となった介護療養型老人保健施設の転換日がそれぞれ異なるため、平成20年7月31日現在の在所者について集計した結果であり、「算定日が属する月の前3月間の入所者の状態」を表すものではない。

※2 「経管栄養」及び「喀痰吸引」については、介護療養型老人保健施設8施設中、「経管栄養」を実施している在所者数について記載漏れがあった1施設を除いて集計。

(参考)介護療養型老人保健施設の施設要件

要件1) (省略)

要件2) 入所者について、

- ・ 算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「経管栄養」又は「喀痰吸引」を実施している者の割合が15%以上
 - ・ 算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が 20%以上
- のいずれかの要件を満たすこと

介護サービス情報の公表制度における事業者の負担の軽減等について

1 見直しに係る背景

- 本制度は、平成17年6月に改正、公布された介護保険法に基づく制度で、平成18年4月から段階施行されている。
- 本制度については、手数料水準がコストに見合ったものではないという指摘や、利用者等に対して本制度の周知が不十分である等の指摘がなされていることから、事業者の事務負担、経済的負担の軽減を図るとともに、引き続き利用促進を図る必要がある。

2 平成20年度にとった措置

- 以下の見直しにより事務負担等の軽減を図るとともに、都道府県に対して、手数料水準の妥当性等についての検証及び条例の見直し等適切な対応を図るよう累次要請。

(1) 介護予防サービス等の一体的報告・調査

(2) インターネットを活用した事業所報告・調査結果報告への変更

【参考：手数料設定状況（全国平均）】

- ・平成19年7月現在 約5万4千円
- ・平成20年7月現在 約4万4千円（対前年同月比 ▲約1万円、▲19%）

3 平成21年度実施予定の見直し

- 以下の見直しにより、引き続き、情報公表制度における事業者の事務負担、経済的負担の軽減等を図る旨、11月4日(火)都道府県担当学会議で伝達した。

(1) 訪問調査体制の効率化

- 調査は、一律に調査員2名以上とするのではなく、規則上は調査員1名以上とし、弾力的に対応するものとする。

(2) 調査方法の簡素化

- マニュアルや規程の単純な有無の確認を行う「確認のための材料」の面接調査については、初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降は、特段の事情が無い限り、あらためて現物の確認までは行わないものとする。

(3) 同一所在地で複数サービスを提供している事業所の手数料軽減

- 同一所在地で複数の事業所を運営する事業者について、同日に調査を実施する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定する等の創意工夫した手数料設定方法の普及。

4 制度の活用促進について

- 情報公表制度は、利用者のニーズにあったより適切な介護サービス・事業所の比較検討、選択を支援等する制度であり、利用者等に活用される制度として定着させることが何より重要。
- 政府公報等を通じ、利用者への制度の普及啓発に努めているところ。
- 全国会議等において、各都道府県に対し、被保険者のいる世帯、管内市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、広く本制度の活用について普及啓発を行うよう要請しているところ。
- また、今後、利用者のニーズにあった、より適切な事業所選択を行うために、具体的に、どの項目を、どう読み判断するのかといった介護サービス情報の活用方法（読み解き方）等について、利用者等に向けて発信していくことを検討する予定である。

介護サービス情報の公表制度の主旨

【介護サービス情報の公表の制度とは】

・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み

※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。

※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。

・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援

・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

・ サービス内容・事業運営状況の透明性の確保・向上（消費者保護の観点）

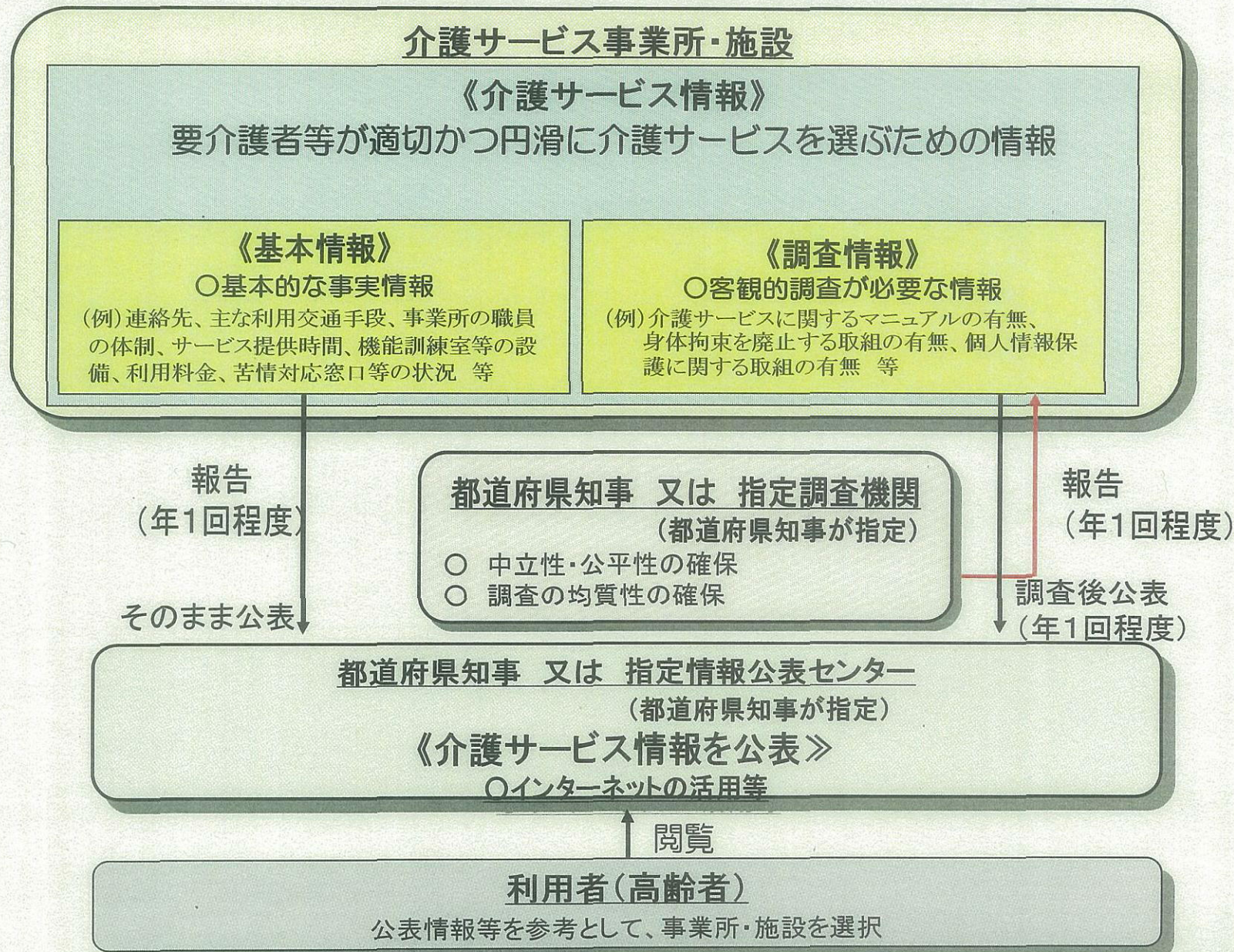
※情報公表制度は、平成17年6月に改正、公布された介護保険法に基づく制度で、平成18年4月から段階施行されている。



・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。

・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。

介護サービス情報の公表制度の仕組み



※地方自治法等の規定を踏まえ、都道府県が定めた条例に基づき、調査及び公表に係る手数料が事業者から徴収されている。